

動薬協会発 20 号
令和 4 年 4 月 27 日

公益社団法人日本動物用医薬品協会
会員各位

公益社団法人日本動物用医薬品協会
理事長 池田 一樹
(公印省略)

だちょうにおける高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う飼養衛生
管理の徹底について

平素より協会事業にご理解とご支援を賜り、御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、別添のとおり動物衛生課長通知(4 消安第 697 号)
がありましたので、お知らせします。

4 消安第697号
令和4年4月26日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会理事長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

だちょうにおける高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う飼養衛生管理の徹底について

日頃より、家畜衛生の推進に御理解・御協力いただき誠にありがとうございます。

今般、別添のとおり都道府県畜産主務部長宛て通知しましたので、御了知の上、円滑な防疫対策の実施につき御協力いただきますようお願いいたします。

また、貴職におかれましては、家畜防疫の重要性を十分に御理解の上、傘下会員各位等に対し周知いただきますよう、よろしく願いいたします。

(写)

4 消安第 697 号
令和 4 年 4 月 26 日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

だちょうにおける高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う飼養衛生管理の徹底について

平素より、家畜衛生の推進に御理解・御協力いただき誠にありがとうございます。

4月16日及び本日、北海道の家きん農場においてだちょう（エミュー）の高病原性鳥インフルエンザが確認されました。感染経路の究明については、疫学調査の結果を待つ必要がありますが、いずれの発生事例も屋外の運動場で飼養していた個体で陽性が確認されており、未だ鳥インフルエンザのシーズンが終息していない中、屋外において家きんを飼養することはリスクを伴う飼養方法であると考えられます。

このため、屋内で家きんを飼養可能な収容施設を有するだちょう（エミューを含む。）の飼養農場においては、鳥インフルエンザの発生リスクの高いシーズンが続いていることから、屋外での飼養を控えるよう指導をお願いします。

あわせて、「宮城県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う防疫対策の徹底について」（令和4年3月25日付け3消安第7240号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）において、5月の連休頃まで本病の発生リスクは高いということ念頭に、我が国のどこで発生してもおかしくない状況であるとの緊張感を持って、家きん飼養農場における飼養衛生管理の徹底するよう、指導をお願いしているところですが、今般の発生事例を踏まえ、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥の飼養衛生管理基準のうち、防鳥ネット等の設置（項目24）や衛生管理区域内及び家きん舎施設の消毒等（項目27及び28）について、改めて指導の徹底をお願いいたします。